

みどり園介護予防・日常生活支援総合事業 第一号事業 重要事項説明書

あなたに対する介護予防・日常生活支援総合事業 第一号事業 提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 立石会
法人所在地	鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋1937
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 坂本 文秋
電話番号	0858-53-2820

2. ご利用事業所

事業所の名称	みどり園介護予防・日常生活支援総合事業所
事業所の所在地	鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋1937
施設長名	施設長 前田 信子
電話番号	0858-53-2613 (8時30分～17時30分) 0858-53-2820 (17時30分～翌日8時30分)
ファクシミリ番号	0858-53-2822

事業所の名称	みどり園介護予防・日常生活支援総合事業所 八橋出張所
事業所の所在地	鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋1391-1
施設長名	施設長 前田 信子
電話番号	0858-52-2411 (8時30分～17時30分)
電話番号	0858-53-2820 (夜間のみ→本所:17時30分～翌日8時30分)
ファクシミリ番号	0858-52-1277

3. ご利用施設で併せて実施する事業

事業の種類		鳥取県知事の事業者指定		利用定員	琴浦町基準 該当サービス
		指定年月日	指定番号		当・非該当
居宅	介護予防・総合事業	平成29年4月1日		55人	
	介護予防・総合事業 (八橋出張所)	平成30年4月1日			
	介護予防通所介護	平成18年4月1日	鳥取県指令第200500143890号		
	通所介護	平成12年4月1日	鳥取県指令長27第115号		
	通所介護、八橋出張所	平成30年4月1日			
	介護予防短期入所生活介護	平成18年4月1日	鳥取県指令第200500143890号	20人	
	短期入所生活介護	平成12年4月1日	鳥取県指令長27第115号		
	居宅介護支援事業	平成12年4月1日	鳥取県指令長27第76号		
	介護予防居宅介護支援事業	平成18年4月1日			委託事業
施設	介護老人福祉施設	平成12年4月1日	鳥取県指令長27第115号	90人	当・非該当

4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、社会福祉法人立石会が開設するみどり園介護予防・日常生活支援総合事業所において、介護予防・日常生活支援総合事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や職員が、要支援・事業対象者に対し適切なサービスを提供することを目的とする。
事業運営の方針	当事業所にあつては、事業対象者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、排泄、食事の支援その他の生活全般にわたる援助を行う。又、市町村、居宅介護支援事業者、保険医療サービス・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

5. 事業所の概要

みどり園介護予防・日常生活支援総合事業(通所介護事業と併せて)

敷 地	13,575m ²
建 物	構 造 鉄筋コンクリート造平屋建(耐火構造)
	延べ面積 300,69m ²
	利用定員 40名(通所介護事業と併せて)

八橋出張所(通所介護と併せて)

敷 地	1401,02m ²
建 物	構 造 鉄骨造
	延べ面積 593.89m ² (専用区画176.33m ²)
	利用定員 15名(通所介護と併せて)

(2) 主な設備

みどり園介護予防・日常生活支援総合事業所

設備の種類	数	面積
食堂・機能訓練室	1室	143.55m ²
静養室	1室	27.00m ²
談話コーナー	1ヶ所	47.42m ²
介護教室	1室	40.00m ²
相談室	1室	15.00m ²

八橋出張所

設備の種類	数	面積
食堂・機能訓練室	1室	100.12m ²
静養室	1室	19.44m ²
機能訓練室	1室	49.57m ²
相談室	1室	7.2m ²

6. 営業日及び営業時間

(1) 営業日 毎週月曜日から土曜日まで(年始を除く)

(2) 営業時間 午前8時30分から午後4時30分

7. 主な事業実施地域

主な事業実施地域 琴浦町

8. 職員体制(主たる職員)

(通所介護事業含む)

職 種	員 数	指定基準	備 考
管理者	1	1	保有資格者1名
生活相談員	1.2	1	保有資格者2名
介護職員	10.9	6	保有資格者4名
介護職員(八橋出張所)		1	保有資格者3名
看護職員	4	1	保有資格者4名
調理師	1		保有資格者1名
調理師(八橋出張所)	1		保有資格者1名
機能訓練指導員	2	2	保有資格者2名

9. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤 務 体 制	休 暇
管理者	正規の勤務時間帯(9:00～18:00) 常勤で勤務	原則として4週8休
生活相談員	正規の勤務時間帯(8:30～17:30) 常勤で勤務	原則として4週8休
介護職員	準早番(8:00～17:00) 日勤(8:30～17:30)	原則として4週8休
看護職員	正規の勤務時間(8:30～17:30)	原則として4週8休
機能訓練指導員	正規の勤務時間(8:30～17:30)	原則として4週8休
調理員	正規の勤務時間(9:00～18:00)	原則として4週8休

10. サービスの内容と利用料金

(1) 法定給付サービス

区 分	利 用 料
介護予防・日常生活 支援総合事業利用料	要支援1相当、事業対象者:ひと月17,980円
	要支援2相当、事業対象者:ひと月36,210円
サービス体制強化加算 I	要支援1相当、事業対象者:880円
	要支援2相当、事業対象者:ひと月1,760円
口腔・栄養スクリーニング加算	I : 1回200円(半年毎)
科学的介護推進体制加算	ひと月400円
介護職員等処遇改善加算	I : 所定単位数の9.2%

* 自己負担額は、介護保険負担割合証に応じて上記金額の1割～3割です。

* 介護保険からの介護予防給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更いたします。

* 送迎を希望される方には、ご自宅と事業所間の送迎を行います。

・当事業所の送迎区域 琴浦町

(2) 法定外給付サービス

区 分	利 用 料
食 費	・1食600円 (利用者の嗜好、希望に配慮した食事を提供いたします)
理容・美容	・理容サービス 実費
日常生活品の 購入代行	・購入依頼のあった品物を購入するのに要した金額の実費 (オムツ、介護用品等)
特別な食事	・要した費用の実費(飲料も含みます)
日常生活に要する 費用で本人に負担 いただくことが 適当であるもの	・レクリエーション費用 ・クラブ活動費 ・その他の費用(遠足参加費等)
区域外送迎費	・送迎実施区域を越えた地点から10Kmごとに、1,000円を実費。

(3) 支払方法

サービス提供月の利用料の支払いは、翌月の10日頃までに請求いたしますので、月の末日までにお支払ください。お支払方法は、鳥取中央農協協同組合、若しくは現金にて窓口へお支払ください。

(4) 利用の中止、サービスの変更

利用予定日前に介護予防・日常生活支援総合事業の利用の中止又は変更、若しくは、新たなサービスの利用の追加をすることができます。この場合、サービス実施日の前日までに介護支援専門員を通じて当事業所に申し出てください。

11. 緊急時の対応

利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、別途定める「緊急時対応マニュアル」により、対応を行います。又、事故が発生した場合、速やかに原因を追求して、再発生を防ぐための対策を行います。

12. 虐待防止

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のための指針を整備し、必要な体制の設備を行うとともに、職員に対し、虐待防止を啓発・普及するための必要な措置を講じます。又、職員、擁護者(親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる者を発見した場合は、速やかに、これを市町村へ通報します。

虐待防止責任者:施設長 前田 信子 虐待防止担当職種:生活相談員

13. 非常災害時の対策

年2回以上、利用者の方も参加していただいて避難訓練を実施いたします。

14. 業務継続

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

15.ハラスメント

当事業所は、職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向けて取り組みます。施設内において行われる優位的な関係を背景とした言動や業務上必要かつ相当な範囲を超える下記行為は当該法人として許容しません。

- ・身体的な力を使って危害を及ぼす、又は及ぼされそうになった行為。
- ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為。
- ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為。

上記は、当該法人職員、取引先関係者等、利用者及びその家族等が対象となります。

16.苦情等申し立て先

当事業所のご利用相談室	ご利用時間	毎日 8:30～17:30
	ご利用方法	電話 0858－53－2613
		電話 0858－53－2820
		面接 みどり園事業所
		苦情箱（事務室のカウンターに設置）

17.第三者評価の実施状況

第三者評価の実施状況の有無	無
---------------	---

令和 年 月 日

利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 住 所 鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋1937
名 称 みどり園介護予防・日常生活支援総合事業所

説明者 職 種 生活相談員
氏 名 小谷 さゆり

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防・日常生活支援総合事業、第一号事業 の重要事項の説明を受けました。

本人 住 所 鳥取県東伯郡
氏 名 印

(代理人) 住 所
氏 名 印

